

九条の会全国統一行動月間特集

(2014年10月1日発行)

みやぎ憲法九条の会

10月は九条の会（東京）が呼びかけた「全国統一行動月間」の月です。

- 7月1日、安倍内閣は集団的自衛権行使容認の閣議決定の暴挙を行った後、「冷却期間を置いて、国民の怒りを鎮めようとしています。
- マスメディアが取り上げないため国民の関心も薄れています（安倍内閣の狙い通り）。九条の会からの意識的は訴えが益々重要になっています。
- 東京の九条の会は9月18日、小森陽一事務局長が訴えを発表、また九条の会からあらたな連絡が来ています。以下がその骨子です。
 - 1 統一行動月間の計画を立てましょう。
 - ・ それを九条の会（東京）に連絡して下さい。
 - ・ 取り組みの内容、日時、場所、連絡先を。
 - ・ 連絡方法はメール、ファックス、郵便などで
 - 2 取組終了後の活動報告もお願いします。感想、工夫、成果、反省などを400字詰めにまとめて。
 - 3 11月24日「安倍内閣の改憲暴走を許さない 九条の会集会&パレード」を開催し、これらの活動の発表の場とします。
- 宮城県内九条の会連絡会では以下をやります。
 - 1 各9条の会は全国統一行動月間で取り組むことを話し合いましょう。
 - 2 各9条の会は月間中に何をするか、計画を立てましょう。
 - 3 各9条の会は学習会・講演会を開催して、学び、力をつけましょう。
 - 4 特に署名に力を入れましょう。各会の賛同者・会員の2倍を目標に署名簿と署名用チラシは連絡会事務局に申し込んでください。
 - 5 各9条の会は「計画」「活動」を宮城県内九条の会連絡会事務局に報告してください。それを毎週まとめて、全九条の会にお送りいたします。
- 悪政を辞めさせ、国民本位の政治を取り戻しましょう。

（これからの企画）宮城県内九条の会連絡会の街宣。

- ・ 次回街宣は10月7日(火)12時～13時。仙台市平和ビル(旧佐々重ビル)前
- ・ 内容は「集団的自衛権行使容認の閣議決定の取り消し」のチラシと署名。
- ・ 10月7日の次は10月21日(火)、11月4日(火)11月18日(火)12時から13時まで。いずれも平和ビル前です。

- ・ 皆さんの積極的参加をお願いします。

(これからの企画) 名取九条の会の署名活動 (10月1日)

10月1日の署名活動を行います。当初予定のスーパーに断られ、別な場所を探し中。会員に改めて連絡します。集合時間は11時。チラシ配布と署名行動。

(これからの企画) 2015年憲法9条カレンダーを斡旋しています。

みやぎ憲法九条の会では2015年憲法9条カレンダーを斡旋しています。昨年まで「犬猫カレンダー」として人気を集めていたカレンダーです。

3枚以上まとめると1冊960円でお渡しできます。送料別。定価は1200。ぜひ会でまとめてご注文ください。注文先は電話022-728-8812、ファックス022-276-5160 みやぎ憲法九条の会まで

**(これからの企画) 利府九条の会、多賀城九条の会、塩釜九条の会が参加する
実行委員会は「安倍政権にレッドカードを！10・4塩釜地域大集会」を計画！**

日時 2014年10月4日(土) 13時半～15時

場所 港町公園(本塩釜イオン隣)

内容 太鼓、歌(制服向上委員会がきます!)、リレートーク、アピール行進など
主催は実行委員会。利府、多賀城、塩釜の九条の会は実行委員会に参加。

(これからの企画) 柴田九条の会、「人間の条件」上映

日時 2014年10月4日(土) 総会の後、「人間の条件」を上映予定

会場 中曽根集会所(JR船岡駅近く)

映画上映 [人間の条件]第四巻「戦雲編」です。+

**(これからの企画) 朗読構成「1945年ヒロシマ・ナガサキ」あの日を語りつぐ
そして2011年ふくしま」**

日時 2014年10月4日(土) 開演午後2時

場所 日本バプテスト仙台基督教会礼拝堂(地下鉄北四番町出口北二)

入場料 300円(主催) 麦わら帽子の会(022-234-2834 佐藤美保子)

井上ひさし、峠三吉、関千枝子、福田須磨子、松永伍一など15名の詩を朗読。

**(これからの企画) 松島九条の会・松島医療生協九条の会
医療生協の健康まつりでパネル展示**

日時 10月5日(日) 9:45～13:30

会場 松島医療生協内健康祭り会場

内容 九条の会のパネルを展示。集団的自衛権行使容認問題や戦争関係の展示
更に集団的自衛権行使容認についての○×投票など

(これからの企画) 戦争放棄！憲法九条八軒校区の会、映画「ひろしま」上映

日時 10月8日(水)午後2時～4時

会場 南材コミュニティセンター大ホール

映画「ひろしま」の上映

松竹に配給を断られ、各地の教育委員会の推薦も拒否される中で公開し、大成功した映画の上映です。上映時間1時間40分

(11月には憲法学習会の三回目を計画。詳細は別途)

**(これからの企画) 鉤取九条の会学習会。みんなが署名を進めるために
今の世の中の動きを学ぶ中で**

日時 10月11日(土)13時半～

会場 上野山コミュニティーセンター

テーマ 「署名を勧めるチラシに学びながら、皆で署名活動を考えましょう！」

助言者 藤崎祐一郎さん(名取九条の会で賛同者署名を135名、集めました。
コツコツと毎日お願いしたやり方をお話しして下さいます。)

主催 鉤取九条の会 三浦 090-3363-1951

**(これからの企画) 沖野九条の会・八軒九条の会などが共同で
「人間の条件」の全編を一挙上映！**

沖の九条の会や八軒九条の会などいくつかの九条の会が企画に関わり、「人間の条件」全6部を上映

会場 桜井薬局セントラルホール。毎日11時より1回上映

10月11日(土)～17日(金) 第一部純愛編・第二部激怒編 3時間21分

10月18日(土)～24日(金) 第三部望郷編・第四部戦雲編 3時間6分

10月25日(土)～31日(金) 第五部死の脱出・第六部広野の彷徨 3時間9分

前売券1000円(当日1300円)、どの券も1日一回限り。全編では3枚必要

前売券:桜井薬局セントラルホール電話022-263-7868.又は加藤090-3349-6849

(これからの企画)「泉パークタウン九条の会平和と憲法のつどい」

日時 2014年10月13日(月・休)13時半～

会場 高森市民センター

テーマ 「泉パークタウン平和と憲法のつどい」

講演 「集団的自衛権行使容認ってなあ～に？」

講師 佐久間敬子弁護士

(これからの企画) 女川・石巻・東松島共同企画、10月17日に学習会予定

女川、石巻、東松島の三九条の会の共同企画

日時 10月17日(金) 18時～20時20分

会場 東松島コミュニティセンター

テーマ 集団的自衛権行使容認について

講師 庄司捷彦弁護士・松浦健太郎弁護士

(これからの企画) 片平九条の会、佐藤和丸さんを囲んでお茶っこ会

日時 10月18日(土) 13時半～

会場 片平市民センター3階会議室

演題 佐藤和丸さん(真宗大谷派徳照寺住職)を囲んでお茶っこ会。リラクに毎月掲載されている文章で有名な佐藤和丸さんのお話の会です!

資料代 300円

(これからの企画) 憲法九条を世界に・太白区のつどい2014」

どう見る日中関係の今とこれから (九条の会太白区連絡会)

日時 2014年10月18日(土)午後1時半より

場所 太白区文化センター地下展示室

講演演題 「どう見る日中関係の今とこれから一対立から協調へ」

講師 渡辺 襄さん

主催 太白区のつどい実行委員会(鉤取地域憲法九条の会、鹿野・長町9条の会、つばさ薬局九条の会、中田九条の会準備会、長町病院九条の会、仙台南健康友の会九条の会、緑ヶ丘九条の会、八本松・郡山九条の会、向山学区九条の会、八木山九条の会準備会)

連絡先 八本松・郡山九条の会事務局 022-246-1630

(これからの企画) 井上ひさし作・栗山民也演出「きらめく星座」

上演案内：仙台文学館企画・こまつ座公演

仙台文学館では井上ひさし作の「きらめく星座」を公演します。演ずるのはこまつ座、の皆さん。一場だけの公演です。

日時 2018年10月18日(土)開演14時(開場13時30分)
会場 日立システムズホール仙台(仙台市青年文化センター)
入場料 7000円ですが九条の会員価格は6700円です。
申込み 各九条の会に「案内」とチラシが行っています。各九条の会にお申込みください。みやぎ憲法九条の会へ申し込んでもらっても結構です。
前売りは8月1日より始まっています。お金は当日、会場入り口で申し受けます。なお全席指定席です。売り切れたら、その時点でおしまいです。ぜひ、名作をご鑑賞下さい。みやぎ憲法九条の会 ☎022-728-8812、FX]022-276-5160 までお申込みください。

(これからの企画) みやぎ農協人九条の会、みやぎ亘理農協での講演会

日時 2014年10月18日(土)13時半~16時
会場 みやぎ亘理農協本所3階会議室(逢隈)
演題 「TPP、安倍農政とJA・地域農業の課題」
講師 冬木勝仁さん(東北大学准教授)
主催 みやぎ農協人九条の会 後援みやぎ亘理農協
・みやぎ農協人九条の会は全県14農協で講演会を開催中。今回は9か所目。
・冬木勝仁さんが安倍農政の問題点を鋭くえぐります。

(これからの企画) 憲法9条ってなにっしょ?9条を守る加茂の会」講演会

日時 10月19日(日)午後2時=午後4時
場所 加茂市民センター(022-378-2970)
演題 解釈改憲と『教育再生』のねらい
講師 富樫昌良さん(大沢9条の会代表世話人・全国革新懇世話人)
連絡先 油谷さん(022-378-5765)

(これからの企画) 戦争賛美・憲法攻撃の教科書を許さないために

2015年の中学校教科書の採択に向けて考えたいこと
日時 2014年10月19日(日)13:30~16:30
場所 フォレスト仙台4回B会議室
テーマ「戦争賛美・憲法攻撃の教科書を許さないために!2015年の中学教科書の採択に向けて」
講師 石山久男さん(子どもと教科書全国ネット21 常任運営委員)

(これからの企画) 大沢九条の会学習会

日時 10月19日(日)14時より

会場 赤坂集会所

テーマ 世話人会を拡大して、だれでも参加できる会とし、集団的自衛権行使容認の学習会を開催します。合わせて11月30日に開催予定の「9条祭」の企画を立てます。11・30の祭は100名規模を旨とします。

(これからの企画) 憲法学習会(みやぎ生協の幹部対象の学習会です)

日時 10月22日(水) 13時～14時半

会場 卸町サンフェスタ4階ホール

演題 [集団的自衛権行使容認の問題点とその撤回に向けて～憲法9条と平和を守るために～] 講師 川村俊夫先生

生協以外の方は参加できませんが、重要な企画なので紹介します。

(これからの企画) 名取九条の会、第6回憲法プラザを開催します。

日時 10月23日(木)

会場 名取駅西口コミュニティプラザ

内容 学習とDVD鑑賞、お茶を飲みながらのオシャベリ

どなたでも参加できます。周りの方に声をかけて、参加者を増やしましょう。

(これからの企画) 白石憲法九条を守る会、第三回平和のための戦争展

日時 2014年10月24日(金)、25日(土)、26日(日)10:00～16:00

会場 白石市いきいきプラザワークショップルーム

①展示コーナー 戦場を恐れぬ人づくり、出征・戦場、銃後の生活、原爆投下とヒロシマ、ナガサキの惨状、その他

②戦争戦後のお話

24日(金)午後1時から 「シベリア抑留のお話」

25日(土)午後1時から 「朝鮮からの引揚のお話」

26日(日)午後1時から 「勤労働員のお話」

③DVD情勢「人間から鬼へそして人間へ」「中国人強制連行」「20世紀からの遺言」

④紙芝居。井上ひさしさん「けんぼうのおはなし」より。25～26日、随時

(これからの企画) 吉成九条の会の講演会

日時 10月25日(土) 午後1時～3時

会場 吉成市民センター会議室

演題 「戦争する国づくりを許さない！」

講師 宇部雄介弁護士 入場無料

(これからの企画)「戦争への道は歩まない」みやぎ女性のつどい

日時 2014年10月25日(土)13:30～15:30

会場 フォレスト仙台2Fホール

オープニング 仙台弁で語る日本国憲法 川端英子さん

講演 「泥沼のイラクから学ぶ」 高遠菜穂子さん

終了後、ピースパレードを予定しています。

託児の必要な方は10月20日までにお申込み下さい。1歳以上。

申し込み先 090-5832-6836 鹿戸

(これからの企画) 泉ビレッジ九条の会憲法カフェ

日時 2014年10月25日(土)13時半～

会場 館コミュニティセンター和室

講演演題 「ええ、そんな九条の会があったの？市町村長さんの九条の会」(「9条にかける首長の思い」「なぜ首長の会を作ったのか？」を聞きます。)

講師 森久一さん(山元町元町長・憲法九条を守る首長の会会員)

(連絡先) ☎ 376-5236 (桂 秀和)

(これからの企画) 角田九条の会、戦時体験を聞くつどい

日時 2014年10月26日(日)13時半～

会場 角田駅構内角田駅オークプラザ

講演 「私の戦時体験」

講師 後藤東陽さん(みやぎ憲法九条の会代表・イラク訴訟の代表)

連絡先 柴口 0224-62-1672

(これからの企画) 憲法 KIRAKIRA☆9 ハローウインパレード

日時 2014年10月26日(日)16:30～

会場 県庁前広場の予定。デモコースの関係で調整中。次回案の詳細を報告

(これからの企画) 仙台弁護士会主催「秘密保護法の廃止を求める市民集会～「秘密保護法と集団的自衛権(仮称)」

日時 2014年11月12日(水)午後6時～午後8時

場所 仙台市戦災復興記念館記念ホール

演題 「(仮称)秘密保護法と集団的自衛権」

行使 半田滋さん(東京新聞論説委員兼編集委員)

参加費 無料

輝け世界に！伝えよう未来へ！憲法9条を守り生かす宮城のつどい

小森陽一さんと菅原文太さんの講演と対談です！

日時 2014年11月15日(土) 13時開会～16時終了

会場 仙台サンプラザホール

講演①小森陽一さん「9条の危機を押し返すために」

②菅原文太さん「今、伝えたいこと」(仮題)

③以上の後、二人が対談します。①～②で2時間とっています。

入場無料。チラシは各9条の会にお渡ししてあります。

- ・ 集団的自衛権行使容認の閣議決定で「戦争する国づくり」が進んでいます。平和を目指すなら、元々閣議決定などは不要。全国民・国会で話し合えばよいこと。国会審議すら行わずに進めることこそ異常です。
- ・ 「つどい」では県内九条の会4～5つの会からの報告も予定されています。
- ・ 戦争する国にしない、させない、これからもずっと！

(これからの企画) 2014日本のうたごえ祭典 in みやぎ。11月に開催

日時 11月22日(土)、23日(日・祝)、24日(月・休)

11月23日(復興を希う音楽会) ゼビオアリーナ仙台(あすと長町)

13時開場・14時開演・17時15分終了予定

指定席4000円自由席3500円(高校生以下・障がい者・介助者2000円)

11月23日(みんなで大うたう会) ゼビオアリーナ仙台(あすと長町)

17:30～19:30 参加費500円

11月22日、24日は「被災地企画として仮設住宅うたう会・被災地視察ツアー」と「合唱発表会・オリジナルコンサート太白区らららホール、日立システムズホール仙台(旭ヶ丘)」があります。

お問合せは実行委員会まで。☎022-281-8771 FX022-261-5280まで

(うたごえ九条の会は祭典の中心メンバーです。)

(これからの企画) 将監九条の会、設立記念講演会開催！

日時 2014年12月6日(土) 13:30～15:30

会場 将監西コミュニティセンター

演題 「宗教者の私と憲法9条」いずみ愛泉教会牧師布田秀治さん

文化行事 「歌い継がれてゆく心の歌」ソプラノ姉齒けい子さん、

ピアノ津軽美枝さん

(これからの企画) 2015年3月7日(土)ころ、大集会を予定

みやぎ9条懇話会と宮城県内九条の会連絡会、みやぎ憲法九条の会は来年3月頃、大集会を開催する予定で準備に入りました。今の計画は以下の通りです。
日時：2015年3月7日(土)ころ。会場確保が1月になるので最終の日程は未会場 今後、決めます。

内容 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回させ、憲法9条を守る。特定秘密保護法や教育問題など「戦争する国づくり」に反対する集会

(これからの企画) 仙南地域九条の会が団結して開催を検討開始!

「2市7町規模の憲法大講演会」の開催!

仙南地域の九条の会は来春に向け、九条の会が共同で大講演会の開催を計画中。白石九条の会が呼びかけ、2市7町の九条の会12と憲法九条を守る首長の会、みやぎ農協人九条の会、宮城県内九条の会連絡会、みやぎ憲法九条の会の合計16がまとまって講演会を企画しました。隔週、実行委員会を開催して準備中!

1. 日時 2015年4月4日(土) 13時半~16時半(時間は未確定)
2. 会場 大河原えずこホール
3. 内容 ①講演 九条の会事務局長・東大教授 小森陽一さん(決定)
②仙南地域の九条の会の報告
4. 主催九条の会:白石九条の会 角田九条の会、柴田九条の会 大河原九条の会 柴田協同クリニック九条の会 蔵王準備会 村田準備会 七ヶ宿準備会 川崎町準備会 丸森準備会 生協仙南九条の会 宮城県内九条の会連絡会 仙南青年九条の会 KIRAKIRA☆九条の会 9JOHN 宮城県内九条の会連絡会 憲法九条を守る首長の会 みやぎ農協人九条の会 みやぎ憲法九条の会 以上16。
今後、仙南地域より広い地域の九条の会にも呼びかける予定です。

(現在進行中の企画)「憲法9条にノーベル平和賞を」の運動が行われています。

福島県九条の会は街頭で署名活動を展開しています。
既に33万筆が集まったと言われ、その後37万筆に達したとの報道もあります。宮城県内九条の会連絡会では全県の統一した運動とはしませんが、関心のある九条の会は取り組んで下さい。インターネットで「憲法9条・ノーベル平和賞」と打ち込むと検索できます。

メールで「賛成」を送ることも出来ます。 ご活用下さい。

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（10）

2014年10月1日

小田中聡樹
(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

はじめに

本稿は2010年から2012年末迄の国家のありようとこれに対する人民の動きを主題とする。

(1) 総じて、この時期つまり2010年を画期としたのは、6月2日鳩山内閣が退陣し、同年6月4日菅内閣が誕生したこと、そして2010年12月17日「防衛計画の大綱」が決定されたことである。

そして2012年末を画期としたのは翌2013年12月17日「国家安全保障戦略」「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」が策定され、安倍政権の成立により、日本の軍国主義化が加速度的に推進されたことにより、新たな時代に入ったと考えられるからである。

(2) この間、主として「秘密保全のための法制の在り方」(報告書)(2011年8月8日)、自民党「日本国憲法改正草案」(2012年4月27日)、「国家安全保障基本法案(概要)」(2012年7月4日自民党)、やがて「特定秘密保護法」成立(2013年12月6日)などの動きがあり、日本は日米軍事同盟強化と憲法改悪の道をひたすら歩むことになる。

そして前述のように、2012年12月26日第二次安倍内閣が組閣され、日本は奈落の底へと突き落とされかねない事態になったのである。しかし、ことは安倍内閣の思うようにはいかないであろう。多くの矛盾を抱えた安倍政権は長続きできないであろう。そこで2012年末の時点まで本稿で、その論証をしたいと思う。

一 自民党平成22年(2010年)綱領(1月24日)

(1) 2010年は、自民党平成22年(2010年)綱領で幕明けした。

その「綱領」の要点は次のようなものである。

- ① まず現状認識として、㊦東西冷戦に日米が勝利したこと、㊧「日本らしい日本の確立」をすること、国民の自立心を損なう社会主義的政策はとらないこと、などを述べている。
- ② 党の政策的基本的な考え方
 - ㊨日本らしい姿を示す新憲法の制定を目指すこと。日本の主権は自らの努力で護ること。一国平和主義的観念論を排すること。㊩自律と秩序ある市場経済を確立す

ること。⑧政府は全ての人に公正な政策や条件づくりに努めること(法的秩序維持、外交・安全保障。成長戦略と雇用対策。教育と科学・技術・研究開発。環境保全。社会保障等のセーフティネット)。

③そして最後に「誇りと活力のある日本」をめざす、としている(憲法問題学習資料集④25頁)。

④この「綱領」の中心は、「世界に貢献できる新憲法の制定をめざすこと、及び一国平和主義的観念論を排する」、としていることである。

つまり、その真の狙いは、一国平和主義を排し、平和憲法を「改正」(改憲)するというものである。

二 一方普天間基地に対する反対県民集会が行われた(2010年4月25日)。

もともと鳩山首相は、普天間基地の海外移転を表明していたが、後にこれを撤回した。しかしこの態度はアメリカの怒りを買い、それを修復するために、日米安全保障協議委員会(SCC)が行われ、日本側から外務大臣と防衛大臣とが、アメリカ側から国務長官と国防長官とが出席し会談が行われ、2010年5月28日、共同声明が発表された。

それによれば、①日米同盟が日本の防衛のみならずアジア太平洋地域の平和、安全、繁栄にとっても不可欠であることが再確認された。そして北東アジアにおける日米同盟の意義が再確認された。米国は日本の安全に対する米国の揺るぎない決意を再確認した。日本は地域の平和と安定に寄与する積極的な役割を果たすとの決意を再確認した。沖縄を含む日本における米軍の堅固な前方のプレゼンスが日本を防衛し、地域の安定を維持するために必要な抑止力と能力を提供することを認識した。普天間飛行場を移設し日本に返還するとの共通の決意を表明した。在沖縄海兵隊のグアムへの移転は代替施設の完成に向けての具体的な進展にかかっていることを再確認した。グアムへの移転は、嘉手納以南の大部分の施設の統合・返還を実現するものである。両政府は、代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認した(その他訓練移転やグアム移転等についても確認、決意しているが省略する)。

以上の如き共同声明の意図することは、普天間基地の返還の代わりに、辺野古地区及びこれに隣接する水域に海兵隊の基地を置くということであり、沖縄住民の意思すなわち普天間基地返還の要求を拒絶したのである。そしてこの問題は今なお未解決のままである。

もともと住民の反対意思を国政に反映すべき立場にある仲井真沖縄県知事は、2013年末、政府による辺野古沿岸部の埋め立て申請を承認し、それを受けて一連の事業が進み始めたと伝えられる。(2014年8月30日河北新報)。仲井真知事は沖縄県民の総意を裏切ったのである。現在普天間飛行場の移転先名護市辺野古の埋め

立てのための海底調査が始まっているが、完全防護体制が敷かれ、住民を排除し、処罰するとのおどかしをかけて強行されている。その当否は、2014年11月の知事選で住民はノーの判断をするであろう。(2014年8月21日河北新報)。

そして2014年8月22日沖縄市議会は、辺野古工事の即時中止と新基地建設の断念を求める意見書を圧倒的多数で可決したのである。(2014年8月23日河北新報)。

三 そして2010年6月、菅内閣が発足。

同年7月11日、参議院議員選挙が行われ、民主党は大敗を喫した。

その結果、衆参のいわゆる「ねじれ国会」が出現した。この政治現象は、自民党も民主党も統治能力をもはや持ち得ないことの結果とみるべきであろう。

四 2010年12月17日、菅内閣は安全保障会議決定に基づき、「平成23年度以降に係る防衛大綱について」(以下、防衛大綱という)を閣議決定した。

その要点は、従来の「基盤的防衛力構想」を「動的防衛力構想」へとグレード・アップしたことである。つまり機動的かつ効率的な軍事力を強化し日米軍事同盟の一層の強化を図ったのである。

この観点から防衛大綱のあらましを述べることにする。

(1) 第一に、我が国を取り巻く安全保障環境については、①大規模着上陸侵攻等我が国の存立を脅かすような本格的侵攻事態が生起する可能性は低いものの、我が国を取り巻く安全保障課題や不安定化要因は多様、複雑かつ重層的なものとなっており、我が国をしてはこれに的確に対応する必要がある。グローバルな安全保障課題に対し同盟、友好国その他の関係国と協力して積極的に取り組むことが重要になっている。

(2) 第二に、防衛力のあり方については、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した従来の「基盤的防衛力」構想によることなく、各種事態に対し、より実効的抑止と対処を可能とし、活動を能動的に行い得る動的なものとするが必要である。このため軍事技術水準を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた防衛力を構築する。

(3) 第三に、日米同盟は必要不可欠であり、この同盟を深化、発展させ、日米協力の充実の措置を検討する。加えて共同訓練、施設の共同使用などを強化する。

(4) 第四に、平素から我が国及びその周辺において常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察行動による情報優越を確保するとともに、各種事態の展開に応じ迅速かつシームレスに対応する。

(5) 第五に、自衛隊の体制整備の重視事項として、統合の強化に向け統合幕僚監部の機能を強化し、島嶼部における対応能力を強化し、情報機能を強化すること。

(6) 第六に、陸上自衛隊について、①高い機動力や警戒監視能力を備えた多様な任

務を効果的に遂行し得る部隊を配置すること。

(7)海上自衛隊について、機動的に運用する護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊の保持。イージス・システム搭載護衛艦の保持。増強された潜水艦部隊の保持。固定翼哨戒機部隊の保持。掃海部隊を保持すること。

(8)航空自衛隊について、航空警戒管制部隊の保持。能力の高い新戦闘機部隊等の保持。イージス・システム搭載護衛艦とともに弾道ミサイル攻撃から我が国全体と防禦し得る機能を備えた地对空誘導榴部隊を保持すること。

(9)以上のように、「動的防衛力」構想とは、第一に防御的なものから攻撃的なものへと変質せしめたこと、第二に日米同盟を強化せしめたこと、第三に平時と戦時とを問わず攻撃力＝侵略力のアップをなしたこと、これこそが「動的防衛力」なるものの実体なのである。

五 (1)2011年3月11日、東日本大震災が発生した。東北地方に与えた被害は甚大なものがあつた。この大地震が与えた教訓は、自然の力の巨大さと人間の命の尊さであつた。そして人々は、いのちを守るため絆の大切さ、共同し連帯して自然への脅威に立ち向かい、孜々として復興を成し遂げることの尊さを学んだのである。

そしてこの大震災を機に、豊かな国土、懐かしい人々、共に助け合つて暮した生活、そして懐かしいふるさとあつてこそその人間の生活であることを身に沁みて私達は学んだのである。正に「国家あつての人民」とは全く逆に、「人民と国土・家族・ふるさと・生活する人民あつてこそその国家」であることを、特に若い人々は体験を通して自ら思想化したのではないだろうか。大震災は自然の巨大な営みであるが、復興し、ふるさと、豊かな国土に復元するのは人間の力である。

(2)一方、大震災は自然の営みであるが、原発事故は人災である。巨大資本たる東京電力とその後背にいて東京電力と癒着し原発を推進した政府・財界が起こした正に人災そのものである。その意味で原発災害は戦争と類似している。しかし、この点は、後で詳しく述べることにする。

六 (1)2011年7月4・6日、自民党(総務会)「国家安全保障基本法案」が作成された。この法案は自衛権を集団的自衛権に変質させ、日米軍事同盟を全世界との軍事同盟に導く危険性があるものである。その危険性の実体については、もう少し詳しく検討した拙著『国防保安法の歴史的考察と特定秘密保護法の現代的意義』(東北大学出版会2014年)(295P以降)を概略引用することをお許し戴きたい。

「①まず本法案の「目的」とは何か。その特徴は、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことだけでなく、「国際社会の平和と安定を図る」ことを目的としているかのような規定振りになっている。しかも、その国際社会の平和と安定を、外部からの軍事的脅威的手段を以て国益を守ろうとする点に基軸がある。

しかも、その軍事力とは「実効性の高い総合的な防衛力を効率的に整備」した強大な軍事力である。つまり、強大な軍事力によってアメリカと日本との国益と称するものを守ろうとするのが、本法の真の目的なのである。

②次に問題なのは、右の目的をもって、教育、科学技術、建設、運輸、通信その他の内政の各分野に「安全保障」と称する軍事政策とその論理が持ち込まれることである。このことを持つ意味は、我が国を軍事国家に変質させることである。

そして、その典型が、本法案第三条第二項に規定するように「我が国の平和と安全を確保する上で必要な秘密が適切に保護されるよう、法律上、制度上必要な措置を講ずる」と規定していることである。そして軍事をはじめとする国政上のあらゆることを秘密とし、これに刑罰を加えるとしていることである。このことのもたらす結果は正に「秘密国家」の出現である。

③第三に問題となるのは、国民の責務規定である。本法案第四条によれば、国民は、国の安全保障施策に協力し、我が国の安全保障の確立に寄与しなければならない、としている。

この条文の持つ真の目的は、国民に、政府の行う軍事行動その他これに関する施策について盲従を強いるものである。

そして、その施策、すなわち軍事的施策は、内閣の定める「安全保障基本計画」によって体系化され、強権的手法で実施されていくであろう。

④ 第四に問題となるのは、本法案第八条の定める自衛隊の任務である。

この条文は、現行自衛隊法が定めた我が国に対する「直接侵略及び間接侵略」に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする」としていたのに対し、「侵略」を「侵害その他の脅威」と変更し、自衛隊の軍事行動の行い得る場合を大きく拡大したのである。

のみならず、自衛隊は、直接・間接の侵略に関わりなく「必要に応じ、公共の秩序の維持に当る」ための自衛隊の行動を認められたことである（国家安全保障基本法案第八条第三項）。これは、従前の現行自衛隊法第三条が「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当る」としていたが、「直接または間接の侵害」のみならず、「その他の脅威」という文言が付け加わったことにより、仮に直接・間接の侵略がない場合でも自衛隊の出動を認めたものであり、自衛隊の任務はいわば国民に対し「鉄砲を打つ部隊」に変身することを意味するものとなるのである。

⑤次に問題なのは、本法案が、諸国との防衛協力・防衛交流を積極的に推進する点である。

その真の狙いは、アメリカとの軍事同盟を、アジア、ヨーロッパ、更には全世界に拡大しようとする点にある。

⑥ 次に最も問題なのは本法案第 10 条である。その条文は次の通りである。

第 10 条(国際連合憲章に定められた自衛権の行使)

第二条第二項第四号の基本方針に基づき、我が国が自衛権を行使する場合には、以下の事項を遵守しなければならない。

一 我が国、あるいは我が国と密接な関係にある他国に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態であること。

二 自衛権行使に当って採った措置を、直ちに国際連合安全保障理事会に報告すること。

三 この措置は、国際連合安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置が講じられたときに終了すること。

四 一号に定める「我が国と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃については、その国に対する攻撃が我が国に対する攻撃とみなしうるに足る関係性があること。

五 一号に定める「我が国と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃については、当外被害国から我が国の支援についての要請があること。

六 自衛権行使は、我が国の安全を守るため必要やむを得ない限度とし、かつ当該武力攻撃との均衡を失しないこと。

2 前項の権利の行使は、国会の適切な関与等、厳格な文民統制のもとに行われなければならない。

この規定は、自衛権を集団的自衛権へと変質させる中核的規定である。このことは、条文を精読すれば、一目瞭然であろう。本法案の真の狙いはこの条文の設置にある。

⑦更に、問題なのは我が国に対する外部からの攻撃が行われた場合のみならず、「我が国と密接な関係にある「他国」に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態」(第 10 条 1 号)にも自衛隊は自衛権、すなわち軍事力を行使できるとしたことである。そして「我が国と密接な関係にある「他国」に対する軍事攻撃については、その国に対する攻撃が我が国に対する攻撃とみなしうるに足る関係性があること」を、自衛権行使の条件としている(同条第四号)。

ここで問題とすべきは、「密接な関係性」「関係性」という法的概念の曖昧さである。「密接」といい「関係性」といい、いかようにも広く解釈し得る概念であり、自衛権の概念では到底捉えられない概念である。

さらに問題なのは、自衛権行使が「我が国の安全を守るため必要やむを得ない限度とし、かつ当該武力攻撃との均衡を失しないこと」に一応限定していることである。

しかし「必要やむを得ない限度」といい、「均衡を失しない」といい、自衛隊の軍事行動に対するなんらの歯止めになり得ない。なぜなら、これらの概念は、それ自体として、自衛隊の軍事行動に対する制約原理を法的にも事後的、政策的にも含んでいないからである。

(2) 以上検討したところからも明らかのように、自民党「国家安全保障基本法案」(2012年7月6日総務会決定)は、自衛権を集团的自衛権に変身させ、日米軍事同盟を全世界との軍事同盟へと導く危険性のある法案である。

七 (1) 2011年8月8日、「秘密保全のための在り方に関する有識者会議」は、「秘密保全のための法制の在り方」という報告書を発表した。同年10月7日、「秘密保全に関する検討委員会」は、秘密保全法制の法案化を進めることを決定した。

そもそも国家が主権者である国民に対し重大な秘密を持つことが果たして許されるであろうか。答えは、断じて否である。ところが政府を始めとする権力的統治層は、国民に対し秘密を隠す性向があることは歴史上の事実である。しかも、その秘密を刑罰によって護ろうとするのは民主主義国家にあつては言語道断といわざるを得ない愚挙である。

ところが「秘密保全のための法制のあり方」においては、言語道断の法案を作成しようとしている。そこで、その企みの概略と目的を批判的に検討することにする。なお、このことについては、前掲『国防保安法の歴史的意義と特定秘密保護法の現代的意義』に於いて述べたので、その部分の概略を引用し、読者の理解の用に供したい(同書249頁以下参照)。

(2) そこで、次に「秘密保全のための法制の在り方」(「報告書」)について検討する。(1) まずはじめに、「秘密保全法制」の必要性及び目的の点について検討してみたい。

「報告書」は「外国情報機関等の情報収集活動により、情報が漏洩し、又はそのおそれが生じた事案が従来から発生している」とし、加えて「政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界的規模で広がる事案が発生している」ことを、秘密保護法制が必要な理由として掲げている。

(2) しかし、「報告書」の挙げている事例は、八事例にすぎない。

しかもいずれの事案も現行法によって解決しているのであり、新たに「秘密保全法」を立法化しなければ解決できないものではない。このことは、「秘密保全法」の立法事実が全く無いことを示しているのである。

(3) 次に、秘密の範囲の問題である。

(1) 「報告書」によれば、「行政機関等が保有する秘密情報の中でも、国の存立にとって重要なもののみを厳格な保全措置の対象とすることが適当である」として、その秘密を「特別秘密」と呼んでいる。

そして「報告書」は、特別秘密として取り扱う事項について、防衛秘密の制度を参考としつつ、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持、の三分野を対象とするのが適当であると述べている。

- (2) そして前記三分野のなかでも、特別秘密に該当し得る事項を別表等で予め具体的に列挙したうえで、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定するのが適当である、としている。そして、例えば「我が国の防衛上、外交上、または公共の安全及び秩序の維持上特に秘匿することが必要である場合」「その漏洩により国の重大な利益を害するおそれがある場合」などが要件として考えられる、と述べている。
- (3) つまり、「報告書」によれば、国の政治、外交、防衛に関するすべての事項を「秘密のヴェール」で覆い隠し、国民を「見ざる、聞かざる、言わざる」の状態に陥れるものである。
- (4) 次に秘密の作成又は取得の主体について「報告書」の概略をみることにする。
- (1) 「報告書」は、①国の行政機関が作成、取得する情報は当然本法制の対象とすべきである。
- ②また独立行政法人についても、本法制の適用対象とすることが適当である、地方公共団体が作成・取得する情報についても本法制の適用対象に含めることが適当である、としている(但し、地方公共団体に対する本法制の適用範囲を都道府県警察が限定することも考えられる)。
- ③民間事業者・大学の場合、基本的には本法制の適用対象にしないことが適当である、ただし、民間事業者・大学が行政機関等から事案業務を受ける場合には、当該事業に於いて作成・取得される情報は、行政機関が自ら作成・取得する情報と同視し得る。そして民間事業者等は任意の契約により事案業務委託を受けるのであるから、当該事業に関して特別秘密の保全義務を課すことも許される、というものである。
- (2)この「報告書」の論理によれば、国、地方公共団体、民間事業者、大学などが国・行政機関に係わる業務については、およそ「特別秘密」に属するとされ、秘密保全法が適用されることになるのである。
- (5) 秘密の管理について「報告書」の概要をみることにする。
- (1)「報告書」は、「秘密の指定」について対象となる範囲を明確に指定することが適当であるため「標記」(「標記が困難な場合は通知」)による指定を要件とすること。すなわち、特別秘密については実質秘であることを前提に、要式行為たる指定行為により保全対象たる秘密の外縁を明確化し、その範囲で厳格な管理をおこなうことが適当だ、としている。
- (2)しかし、外縁なるものを明確に、しかも罪刑法定主義に抵触しないような「外縁」を考えることが果たしてできるだろうか。そのようなことを考案することはおそらく不可能である。
- (6)次に「報告書」が「指定権者」についてどう説明しているかの概略をみることにする。
- (1)「特別秘密の指定権限は、原則として、特別秘密の作成・取得の主体である各

行政機関に付与するのが適当である」。また「行政機関等から事業の委託を受けた民間業者等が作成・所得した情報については、原則として、特別秘密の作成・取得の主体である各行政機関等が秘密指定を行うこととすることが適当である。」

以上が「報告書」の「指定秘密」についての説明の概要である。

- (2) この案によれば、特別秘密の指定権は、全て行政機関が握持することになる。それは、あくまで国の論理からくるものであって、国民の立場からみれば、全て行政機関が指定権を握持する制度は、恐るべきファシズム的国民総監視、市民運動弾圧の体制づくりに導くことは確実である。

みやぎ憲法九条の会

〒981-0933 仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台ビル 5 階

電話 022-728-8812 ファックス 022-276-5160

URL <http://www.9jou.jp/> Eメール info@9jou.jp

郵便振替口座番号 02260-8-89149 みやぎ憲法九条の会